

第8回高知県子ども・子育て支援会議について

日 時 平成28年2月18日（木）18：00～20：10

場 所 高知共済会館 3階 藤の間

（委員名）

齋 藤 雄 也	高知県保育所保護者会連合会 会長
今 西 尚 美	高知県国公立幼稚園・こども園会 会長
宮 地 彌 典	高知県私立幼稚園連合会 会長
西 岡 百 合	認定こども園 春野学園 園長
福 留 久 美	高知県児童養護施設協議会 副会長
戸 田 隆 彦	高知県保育所経営管理協議会 会長
吉 村 齊	高知学園短期大学 幼児保育学科 学科長
筒 井 敬 士	高知県経営者協会 事務局長
岡 林 ゆ り	日本労働組合総連合会 高知県連合会 副事務局長
井 上 真由美	子育て支援サークル キラキラ☆ママ高知
田 村 孝 子	高知県自閉症協会 理事長
澤 本 浩 明	高知県私立幼稚園PTA連合会 会長

（少子対策課）

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。開会に当たり地域福祉部井上副部長から、ご挨拶を申し上げます。

（井上地域福祉部副部長）

地域福祉部の井上でございます。前回の第7回支援会議に続きまして、当部でこの事務局を担当させていただいております。事務局を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は委員の皆さま方には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、県の予算案を記者発表させていただいたところでございまして、報道でもご覧いただいた方がいらっしゃるかとは思いますが、子育て世代包括支援センターの設置、それからファミリー・サポート・センターの設置など、さまざまな子育て支援施策を大きく充実させていこうとしているところでございます。

また、それに先立つ形にはなりますが、先月、1月27日に国の説明会が開催されまして、その中で子ども・子育て支援新制度の実施にかかる国の28年度予算の内容等が示されまして、説明があったところでございます。

その中では、子ども・子育て支援の量的拡充と、質の向上の実現を目指していくために、多子世帯、それからひとり親世帯などの保育料負担軽減、病児保育の普及のための看護師の雇上経費等の支援、保育士人材確保のための取り組みの推進や、幼児教育の推進体制構築など。各課題に対応した新規事業が盛り込まれた形となっているところでございます。

こうした国の新たな施策でございますが、本日の午後、教育委員会の幼保支援課から、市町村に対して説明をさせていただき、今後の事業実施に向けて、市町村との調整を順次進めていくこととしております。

また、本日のこの会議では、県内の子ども・子育て支援の質の向上に向けた、県の取り組み状況等をご説明させていただき、委員の皆さまに、豊富な経験に基づくお知恵をお貸しいただきたいと思っております。本県の子育て支援の充実に、ご支援ご協力をいただきますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

(少子対策課)

それでは吉村会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

皆さんこんばんは。遅い時間の開会となりました。本日もどうぞよろしくお願い致します。本日出席の委員は、現在10人です。齋藤委員が、少し遅れるという連絡が入っておりますが、委員の過半数が出席されておりますので、本会議の設置条例、第6条の3項により議事を行いたいと思っております。

今年度につきましては、計画策定初年度でもありまして、県計画を変更する事項はないようです。市町村の状況、県の取り組み状況について、報告をしていただきたいと思います。

それでは早速議事の1、教育・保育施設の需要の状況、それから2の、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の人材確保と資質の向上について、幼保支援課の溝渕課長よりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(幼保支援課)

幼保支援課の溝渕でございます。それでは私のほうから需要の調整に係る計画、教育・保育施設の需給の状況につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料1をお開きください。

教育・保育施設の需給の状況でございますが、市町村は平成27年3月に、それぞれ子ども・子育て支援計画を策定しまして、その中で31年度までの利用する乳幼児の人数と、確保方策についての見込みを立てております。

この資料のうち、当初の見込みは括弧内を表示しております。実数は修正後の人数で

す。新制度が始まってから1号、2号、3号という支給認定区分が明確になったことや、施設の受け入れ人数の変化があったことなどにより、保護者の支給認定や施設の選択についての理解も進みました。その結果このように若干の修正が入っております。市町村によっては、まだ、今年度の子ども・子育て会議を開催していないところもありまして、承認を受けた数字ではないですが、保育の必要となる2号、3号の乳幼児の定員が若干伸びているというような現状になっております。

しかしながら、年度途中では、今年度も待機児童が出てきている自治体もありますから、今後も状況に応じて確保方策等を見直していただき、保護者のニーズに合ったサービスの提供ができるような施策を講じていただくよう、市町村に働きかけを行ってまいりたいと思っております。

続いて資料2の、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の人材確保と資質の向上について、説明をさせていただきます。高知県子ども・子育て支援事業支援計画に基づいて、必要な保育士が確保できますよう、人材育成、就業継続支援、再就職支援等の取り組みを実施するようにしております。

実施内容は、中ほどにございますが、福祉・人材センターにコーディネーターを配置し、求職者と雇用者双方のマッチングや、潜在保育士が就労しやすくなるための研修の実施、指定保育士養成施設の学生たちへの保育士修学資金等の貸付となっております。

中ほどにあります、実施内容の中央をご覧ください。マッチング事業としまして、高知県社会福祉協議会に事業を委託しております、福祉人材センター内に再就職支援コーディネーターを配置し、平成27年度は12月末で9人の方々の就職に結び付けております。しかしながら、慢性的に保育士、幼稚園教諭の不足が続いております。ただ、12月末で求職者数が73名、有効求人数90名となっており、数字だけで見ますと全員就職につながると、保育士不足も緩和ということになるのではないかと考えられます。しかし、それぞれの勤務条件等が合わないため就職につながっておらず、結果的に12月末で9人という結果になっております。非常に難しいマッチングとはなっておりますが、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、将来の保育士、幼稚園教諭の確保として、高校生を対象に、将来保育士または幼稚園教諭に進んでいただくよう、説明会を高校に出向いて実施したり、県外も含めて指定保育士養成施設の学生等への就職説明会を実施するなど取り組んでおり、これからの保育士、幼稚園教諭の方々の確保にも取り組んでおります。

特に中山間の保育所にとっては、若い方々が地元に戻れるような対策を講じていないかと保育の運営にも関わってきますので、若い世代へのアプローチも取り組んでいきたいと考えております。中山間につきましては、最近0歳児の出生がやや伸びていたり、それから出生数としては減っていないというような実態になっております。今後ますます保育所が必要になってきておりますので、若い方々の就職支援につなげていきたいと考えております。

また、右にありますように、保育士修学資金等貸付事業につきまして、平成27年度から実施しており、今年度は15名の方々の利用となりました。平成28年度はそれに加えて保育補助者雇上費貸付や、未就学児を持つ潜在保育士に対する保育料の一部貸付。また、潜在保育士の方々の就職準備金への貸付等も、新たに実施する予定としております。

貸付内容の詳細につきましては、参考資料2に詳しく掲載しておりますので、ご覧になっていただければと思っております。

また、国においては平成27年1月に保育士確保プランを策定し、この12月に保育士確保対策検討委員会において、保育の担い手確保に向けた緊急的な対策として、今後の保育士対策についての取りまとめを行っております。その中では、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務についての要件を一定程度柔軟化することにより、保育の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげる対応が必要とされております。

このような経過を経て、国では保育士配置の要件の緩和等についての基準省令を出しております。参考資料1をご覧ください。主な内容は、朝夕の延長保育の保育士配置の要件弾力化と、2にあります、小学校教諭免許等の保持者の活用、3番目にあります、研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化、となっております。

国の省令改正に準じて、県としても条例の改正を検討しているところではあります。特に朝夕の保育士配置の弾力化については、保護者との関わりを持つ非常に重要な時間ということもあり、各保育所等にアンケートを実施し、皆さまのお声をお聞きしたいと考えております。

また、このように保育士に代わって保育を行う場合や、そのほかの子育て支援、例えば小規模保育事業やファミリー・サポート・センター、一時預かり事業などに携わる職員の要件として、子育て支援の人材が必要となるため、平成27年度に子育て支援員という全国統一の認定制度も国ではつくっております。

参考資料3をご覧ください。この子育て支援員もさまざまな体系があり、それぞれの認定を受けるためには、国が定めた研修内容を受講し、2年間で修了することが条件となっております。

県では、今年度から研修を実施しております。今年度の実績は、資料2の3ページに、子育て支援員研修事業の一覧表とございまして、その一番上の基本研修の平成27年度受講者数を見ていただいたらお分かりになりますが、201名の受講者数となっております。今回は一般募集をしております、皆さまの子育て支援に対する関心の高さが伺われます。

今後も地域のニーズに応じた、子育て支援の担い手になる人材確保として、平成28年度もこの資料にありますスケジュールで、引き続き実施をし、地域の子育て支援の人材確保に努めてまいりたいと思います。併せて、保育の質を確保するために、フォローアップ研修や現任研修も行い、安全安心の子育て支援を提供できるよう努めたいと考えております。

こういったさまざまな研修、施策を通じまして、保育士等の人材確保に努めてまいりた

と思います。以上で、説明を終わります。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明いただきました内容につきまして、皆さまからご意見をいただければと思います。時間としては30分ぐらい用意しております。どなたかいかがでしょうか。

(委員)

資料2の保育士修学資金等貸付事業の補助というところで、返還免除がありますよね。返還免除の①の保育所等、それから③、④でも保育所等でとありますが、「等」のところを解説していただければありがたいです。

(幼保支援課)

3番目に、③の県内の保育所等で2年以上、これは4番の分ですけれど、①の、例えば県内の保育所等において5年間、過疎地域においては3年間従事した場合に、修学資金の貸付金の返還が免除になります。この保育所等の中には幼稚園教諭も入っております。養護施設も入っておりますし、放課後児童クラブも入っています。保育に関わる事業に就きまして3年ないし5年間従事した場合には、返還免除になっており、就職先は幅広く該当になっております。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。「保育所等」で一くくりにされると、分かりづらいかないかと思いましたので、それと、もう1点、国はこれを緩和するといえますか。一つは施設で、保育に対するレクチャーをすることの有無をもって、そういう資格、認定の部分に、やっていけるようなことも出ているのでしょうか。

参考資料の1番で出てくる、いわゆる十分な保育業務経験を有する者という形で、その説明で保育所であれば保育所の機能説明であるとか、それから幼稚園であればその幼稚園の教育保育についてレクチャーすることで、そういう部分に変えられるとか。それから養成校に通っている学生等についても、ある種カウントするような、そんな基準は少し進んでいるように聞かれますが。県のほうではどうのお考えか、お聞かせ願えればありがたいです。

(幼保支援課)

都道府県知事が保育所、保育士と同等の知識および経験を有すると認める者ということになっております。これは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、例えば常勤で1年相当程度を目安としておりますが。そういった方々とか、先ほど申しました家庭

的保育者、あるいは子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した方が想定をされており
ます。

学生については、QAのほうの中にもはっきりは書いてないんですけども。そういった
方々で、1年間、有資格者ではないですが、1年間相当常勤で勤められた方ということ
についても、この経験を有するというので、活用可能という形になっています。

ただ、1番の朝夕の保育士確保の要件弾力化というのは、延長保育全ての保育士ではな
くて、そこにも書いております最低基準上必要となる保育士が2名を下回る場合、という
ことになっております。例えば、保育士の基準計算をしたときに1.4人となった場合に
も、今は有資格者が2名必要ということになっております。そういった場合において、1
名は有資格者でなくても、都道府県知事が保育士と同等の知識および経験を有する者と認
めた者であれば、対応が可能であるというような弾力化になっています。

(会長)

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

(委員)

そのことに関して。その朝夕のところの保育士というのは、臨時さんやパートさんでは
なく正規の職員ということでしょうか。正規でなくてもいいとか、そういうところはど
うでしょうか。

(幼保支援課)

その勤務条件は明確には出ていません。

(委員)

通常は常勤職員ですよ。常勤職員というたら臨時職員も含まれますよね。それで構わ
ないのだと思いますね。正規の職員じゃないと駄目だということではない。

(幼保支援課)

ではないです。

(幼保支援課)

それと先程の学生の場合ですけども、保育園教諭の教職課程、あるいは保育士養成課
程を履修中の学生の活用は、幼稚園型の一時預かりにおける担当職員の資格要件の緩和で、
そういったことが提示をされているということです。そういった養成課程を履修中の学生
について、教育保育に関して一定の知見を有する学生の配置は可能というところにはな
っております。

(委員)

今聞いた部分は、本来で言えば、質を担保するためにきちっとした資格を持った人がやるべきだと思いますけど、確保方策の中にも出ましたように足りないという中で、どうやって一定の質を担保しながら、待機児童を減らしていくか。要は利用する分が十分にできていくかということに関係すると思いましたので、ぜひともその辺の方策で、より多くの望むところの施設に入れるようお願いしたいということで、県の条例を変えるときに、それから国にも、ぜひとも発信をしていただきたいということで、質問をさせていただきました。以上です。

(吉村会長)

ありがとうございます。

(委員)

一応ここに研修は基本研修から共通科目という形で出ていますが、子育て支援員研修を修了したときには、何か修了証みたいなのがあるのですか。

(幼保支援課)

子育て支援員研修につきましては、どの研修を受けても修了課程が、あるいは研修の実施状況が分かるノートのような、パスポートの形で、修了証書が出せるようにしております。ですから、必要な方はこのコース全部の、子育て支援員の研修も受けられるようになります。また、どういったコースの研修を受けているかも、分かるような形での修了証書をと考えて作成しております。

(委員)

先ほど、委員さんが言われましたけど、質の担保となると、修了証書を持っているのは、完全じゃなくても、ある部分では担保をされていくと、そういうことでやらないと、ちょっと大変になるかと思imasuので。そこはそういうふうにやっていただけたらと思います。

(吉村会長)

ほかにいかがでしょうか。

この内容につきまして、私も養成校に所属している立場としては、いろいろ考えるところがございます。先ほど3人の委員さんがおっしゃったことは本当に同感です。それから、有資格者とそうでない人とは違います。制度が一度スタートすると途中でやめるということは、なかなか難しいですね。ですから、この場合、保育士になりますけども、有資格者がメインであるというのが、こういう制度が制度化されても、情報発信をして現場でもそれを徹底していく。そういった県の監督というところがちょっと変かもしれませんがお願い

したい。国の制度ですので、やらなければならない面はあると思いますが、どのように活用していくかが、これから問われると思いますので。ぜひこの点をお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

小規模保育のB型、C型というのは、こういう方が多分入ってやられるということでも考えられると思います。そういう意味では、制度的にはある程度規制緩和されているのは事実だと思います。ただ、それは本当に子どものことを考えてということをおかしくなるんですが、本当にそうなんだろうかと。とりあえずその女性が働いていくための手当として苦肉の策だろうというふうには思います。われわれ施設側としては、できるだけ資格を持った人がいいということは、これはもう明らかでございますがそういうふうな形で、使いやすさということは、今のところはあるかなと思います。

(吉村会長)

ありがとうございます。議題の1と2について、ほかに質問があればお願いします。

(委員)

資料1の見方について、質問をさせていただきたいです。教育・保育施設の需給の状況について、各市町村の集計を合計したものになるのですか。これを見てみましたところ、1号認定から3号認定0歳児まで全部、量の見込みに対して確保方策は、3号認定0歳児の平成27年度を除けば、確保方策の方が上回っていて、見かけ上は確保できているということですが、実際、待機児童の方がいらっしゃるというご説明もあったんですが、この資料ではその待機児童がどれぐらいいらっしゃるのかというのが分からないので、もし分かるのであれば、データとしてそういうのを載せていただいたら、今後のいろんな施策とかを議論していくときに参考になるのではないかと思ったんですけれども。その辺りはいかがでしょう。

(幼保支援課)

数字の話にはなるんですけれども、4月1日現在では、こういった確保方策ができているところが現状です。市町村によって、ばらつきもありますが、県全体を見ると確保されているということになります。ところが、先ほども申しました、面積的には確保できているものの、年度途中で育休、産休明けの途中入所でどうしても子どもさんを入れないという場合になったときに、保育士の確保がなかなかできないことが理由で、待機児童が発生をするというケースはやっぱり出てまいります。そういったこともあって、保育資格をとるところが重点になってきております。平成27年4月1日現在も、待機児童が全体で47名ほどおりました。でもこれは今までの過去で最低の数になっております。た

だ、やっぱり10月、1月と、月が過ぎますと、待機児童数が増えてきておりますので。そこはこのような確保方策には、見えない部分にはなっています。ただ、そういった途中入所にも対応ができるように、今後努めていかなければならないと思っています。一番の理由が、保育士が確保できないからというのが、途中入所の待機児童につながっていますので、そこをどうクリアしていくのか、今後の課題と考えております。

(委員)

ありがとうございます。途中入所で、待機児童が増えるというお話でした。素人の質問で申し訳ないですけど、確保方策の数と量の見込みを見直したら、かなり余裕がある数字が出てくるかなというところで、そういう状況があっても、対応できるのではないかなと思えるんですけども、そこら辺りはどういうふう考えたらいいでしょうか。

(幼保支援課)

この数値というのが、市町村の積み上げになっています。ですから、市町村によっては非常にばらつきがあります。ただ、その確保については、例えば高知市は大きい都市ですので、例に出して誠に申し訳ないんですけども。地域の保育所によっては、確保できる保育所もあるんです。でも、それを保護者のニーズをみたときに、遠くの保育所は空いているけれども、そこを利用されなかったら、それで待機児童が発生という形になります。でも施設の受入からいうと、十分に確保はあると。だから入所率を比べた場合に、入所率が70%になっていても待機児童が発生をするというケースが出てきます。この数値はあくまでもその保育所の定員と、それと量の見込みとなっておりますので、実際の数字とちよっとアンバランスなところがあります。そういった施設のパイを考えたときには、全ての子どもさんを受け入れることができるというふうになっています。ただ、利便性だとかそういったところを考えたときには、保護者のニーズにマッチしていない部分が出てくるというところになっています。

(委員)

利用者の選択になりますので、空いていても、そこは不便だから、私はそこは希望しないから行かないという方はおられるということです。それから保育所も新しい制度になって、ある程度定員を上積みしたんですね。上積みをして、それを超してまだ受け入れる。それは野放図にどんどんどんどん入れていくということではできませんし、平米数の関係がありますんで、そういうことはできない。だから、今度改築されるとかいう所では定員数を大きくして、受け入れていくという形でやられていると承知しているところですけども、ただ、先ほど言いましたように、年度途中で申込が次々に出てきたときに、人は居ないんで、保育士さんは雇用しなければならない、というジレンマが施設側にもあるということです。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。
ほかに、ご質問やご意見いかがでしょうか。

(委員)

慢性的な保育士不足ということが問題視されているかと思うんですけども、やはりより良い保育サービスのためには、そこで働く人たちが貧困では駄目だと思いますので、処遇改善に向けた取り組みが一番だと思います。今、保育士もそうですし、介護の現場だとか、福祉現場の処遇改善が一番社会問題になっているかと思うんですけども、そこで働く人たちの処遇改善を早急に、非正規の方は正規化とかいうところを取り組んでいただきたいと思います。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。ほか、いかがですか。

(委員)

介護でもそうなんでしょうけれども、保育所の場合もやっぱり保育士の給与が低いということ。平均して10万ぐらい低いというようなことを言われていまして、27年度から、職員の処遇改善という形の中で、公定価格の中に入れて、できるだけ保育士の給料を安定的なものにしていこうと国もしています。ただ、そのお金をどう使うかというのは事業者です。事業者がよっぽどまともな考えをしてないと、他のところに使ったら困ると思います。そういうことはないだろうと思っておりますけれども。そういうのがいつか高齢者のほうであったような記憶もあります。そういうことのないように、われわれは、正しい使い方を保育士さんにはしていく、ということもしなければならないと思います。ただ、保育士だけの給与改善でございますので、あと調理師もおりますので、そちらのほうも本来的には、全体的に上がっていくようなことが必要なんだろうと思っております。間違っていましたら、溝渕課長よろしく申し上げます。

(幼保支援課)

そのとおりでございます。経営者の皆さま方も、どうぞよろしくお願いたします。

(委員)

端的に言ってしまうと、やっぱりお金でしょう。非正規であり賃金が低い。労働に対する対価が非常に低いというのは、少々の3%とか、そんな問題で解決するはずがない。それと同時に、本当に待機児童を減らす気があるならば、なぜ利用定員という手を打って、

それが施設も行政も、その人数を年度内に受け入れるという体制ならば、4月からその人員配置に対する体制がなければいけないけれども、0に対しては何も来ない。そうすると、介護のほうも同じですけど、結局ペイは上がっていきはしない。国が言う数値ほど、実際に計算すれば介護の世帯だって、そんな数値は出てこない。ただ運営費が減りながら、処遇改善費だけで、経営ができるはずがないという辺りと。処遇改善ができる、適正な経営ができるような幅が少な過ぎる。介護も含め、幼稚園もそうですけれども、仕事量に対する対価が異常に低いというのがいったん染み付いてしまえば、なかなか改善されない。この辺はぜひとも国に相当大きな額で、恐らく年間でいけば4,000億ぐらい、3,600から4,000億ぐらい突っ込まない限り、改善せん問題やと思います。

だけど、処遇改善をしっかりとやらないと、途中でいろんな生活パターンがあるという中で、選べなくなってしまう。途中で子どもが入る、入所を迎えるとなったとき、受け入れる施設はあるけれども、人は居ない、保育士や幼稚園教諭が居ないから受け入れられないということが、もう延々続いている。制度改革をするときに、少しずつの改革というのも大事でしょうけど、私はその辺の金をもっと投入しない限りこれは解決しない。だったら別の道を探すべきじゃないかなとも、非常に強く感じます。

ここで何か愚痴にもなりますけど、そういう部分も気運を盛り上げていかない限り、今後も変わらないだろうと思います。1度、嫌な、いわゆる汚いとかつらいとかいうレッテルを貼られて、新たに人を求めても、幾ら高等学校で回って行っても、結構今は、幼稚園や保育所で働いている人たちは中学生ぐらいのときに、私はこの仕事に就いてみたい、職場体験に行ったり、そういう経験がすごく大きくなってきている。そういう部分を醸成できるように社会構築をしていかないと、高等学校になって進路を決めるときに、親から、子どもが少なくて先行きのない仕事へ就いてどうするんだということで、養成校もどんどん減ってきている。何か1点突破しないといけないならば、そういう改善をしない限りもう慢性的な不足になり、質の担保といいながら、最低でも2年かけて取る資格を、何時間で取れるという制度自体が、非常に私は危ういという思いがします。でも、運営する側についてみれば、居なければ預かれない。非常にジレンマがあるところです。ぜひとも、もっと大きく、どんと付けるような、そんな1.9%上げて、4月までにさかのぼってとかいっても、元が低いところへそんなの出したって、ほとんど焼け石に水的な、いや、ないよりはましですよ。という思いがします。やっぱり、その辺の大きな改革が要るんじゃないか。そうしないと、いつまでも同じ議論をしなければいけないのかな、という思いがしておりますので。長くなりましたが、以上です。

(委員)

確かに新しい制度の中で、われわれの団体も職員処遇を向上してほしいと、毎年言っているわけですけども、一応8%の消費税、また10%の消費税、この中で処遇改善というのが上げられてきている。それと同時に27年、28年でこの保育士の人材確保という

ところに、予算をつぎ込んだということで、国も全然それをいいとしているわけじゃなくて、そこは改善していくべきだと考えられていると思うんです。

一昨年でしたら、処遇改善では、それぞれの勤務年数を出して、それで何%というのが出ますので、それを掛けて給料全体がどれくらいと、それを職員さんに渡してくださいと、それは本俸額に入れようが、一時金で支給しようが、構いませんよという形で去年度から始まった。

今年は、人勧絡みもあり、その辺も含んだ公定価格を入れるし、そういう中で1.9%は必ず上がっていると報告では、示されております。27年度の補正でそれが決まって、28年度にそういう形でもまた引き継がれております。

十分とは言えないまでも、全国組織の運動なり、地方自治体からの声は届いて、少しずつでも進んでいるということは事実だと思います。われわれの場合の給料の形態が各施設ばらばらであるかもわかりません。それによっては、違いが出てくるというのがあるでしょうし、それから大きな高知市と、町村部では、また違いもある。地方格差だろうなと思います。

全部公立にしてしまえば一番いい。地方公務員、国家公務員と思いますけれども、なかなかそうはならないだろうなと、これは介護でも、われわれのほうでも、地方自治体とともに国に要望をしていかないと、その展望が開けないと思います。

(少子対策課)

子ども・子育て支援新制では、質と量あわせて、1兆円超の財源を確保しようと、国の子ども・子育て会議では議論がされています。消費税が10%になっていないこともあって、来年度も0.7兆円という部分での質の充実となっております。実際残りの0.3兆円余りについては、まだ目途が立ってないということでございます。知事会を通じて話をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(委員)

質の上だった中の、7,000億は、ほぼ獲得したということですね。あとの0.3兆円というのは、消費税外の形の中から3,000億を持ってくるという発想で、国の予算の中で考えてやっていくということで、承知しておけば、ありがたいなと思います。

(吉村会長)

ありがとうございます。人材確保となると、どうしてもこの処遇改善というのは避けて通れない課題になると思います。ここ数年、年度途中で誰か保育士、卒業生で居ないだろうかという相談をたくさん受けるんですけど、本当に、5年以上前と今はがらっと違って、なかなか見つからない。私、卒業生の結婚式とか行ったとき、披露宴のところで卒業生に、誰か友達で居ないとか聞きまくってるんですけど、昨年も、1人も見つからなかった。

いろいろ話を聞いてると、在学中はそれほど給料のことを気にしてないんです。というのは初任給は、そんなに大きく園によって違うわけではないので、大体こんなもんだらうということで、就職をしているんですけど。やはり2年目、3年目となると、友達が正規職員になったとか。自分が居るところではなかなか、もっとベテランの先生も居るとか。いろんな悩みを、2、3年目辺りから抱え込んでしまう。そうすると、だったら別の道にあって、思うところがあるような話を、卒業生に聞くと出てくる。それが潜在保育士の確保が困難な状況に、ちょっと関連しているのかなと。やはり処遇改善、これはすぐには対応できないかもしれませんが、ここがクリアされなければ、同じことがもうさらにどんどん続いて、高校生、18歳人口が、がくんと減っていく。ますます困難になってくるかなと、ぜひこうしたことも、県で可能な部分は、ぜひ反映させていただきたいなと思います。国との絡みもありますので、すぐにはいかないとは思いますが、ぜひよろしく願います。この議題についてほかに、いかがでしょうか。

(委員)

潜在保育士のことなんですけれど、9名のマッチングはできたけれども、70数名はまだということで、そのミスマッチの原因が、果たして本当に給料だけなのかということ、分析がちゃんとできているのかなって、それをマッチングさせるために、雇用者側にそういう情報を流しているのかどうかというのが、すごく気になっていまして、というのは、うちも障害児通所支援事業所で、若いパートさんを3名ほど雇ってるんですけど、それほどお給料高くないんですよ。むしろここはよその保育所さんから見ると、時給が100円ぐらい安かったりもするんですけど。

うちが働きやすいといわれるのは、事業形態の原因もあるんですけど。それこそ小さいお子さんを2人、3人とか持たれてて、いつ休むか分からない。インフルエンザにかかって休まなきゃいけないとしたら、すぐ帰れる。そのバックアップにほかのパートの人が入るとかいうようなところで、シフトも前の月に組むんですけども、まず自分の好きのところ、来れるところを引いてみたいなところで、やっているということもあって。じゃあ、ここは私が入るわと、フォローし合えるところが、すごく働きやすいと言われるんですね。短時間でも構わないので行きたいとか。安いけれども、やりがいのある仕事をしたとかって言われる方を、たまたまお雇い出来てるんですけども。その中でも、産休も入るといようなお願いもあり、また募集という形となりますが、潜在保育士さんのミスマッチの原因は、分析ができれば活用ができないものかなというのがあって、そこが出来てるのかどうかをお伺いしたいんですけど。

(幼保支援課)

コーディネーターの話の中では、例えば先ほど言いました就労時間ですね。まず通勤範囲というところがあります。その次に就労時間、雇用者は常勤8時間というところがある。

けれども勤めたい人はパートだというような、そういったミスマッチがあるというのが一つと、それともう一つは、おっしゃるように給料だけではないです。休みが取りやすいとか、そういったところもあります。そのほか聞いた中で、常勤職員なのか、非常勤なのかということも非常に多いです。

年度途中で保育士を確保したい場合には、大体その年度末、3月末まで、といったところになるわけですので、そうなった場合には、特に若い方はやっぱり常勤のほうがいい。ずっと継続的に働けるほうがいいから、もう少し待ってみようというところもあります。そういうところのミスマッチが非常に多いというように思います。

勤務条件の給料面で言えば、例えば市町村の臨時職員の募集というのも非常に多いんですけども。その場合はやはり通勤手当が出ているだとか、それから日額はどのくらいなのか、それと手当がどんなものかというところが、一番基準になるみたいです。市町村間でこういった話をしたときには、日額単価が一番高いところが、一番最初に埋まっていくというのが、市町村の臨時職員の現状です。

やっぱり生活していくのに十分な給料が得られない。常勤でも給料面の条件とか。無資格者と給与がほとんど変わらないとか。そういったところの給与面が出てます。

それと、生活環境というところも非常に多く、人間関係がなかなか大変というのを聞いているとか。そういった意見は多いです。一概に給与だけということでは、ないということも、アンケートでは出ております。

(吉村会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題のほうに進ませてもらいたいと思います。次は地域子ども・子育て支援事業になります。地域子ども・子育て支援事業につきましては、計画の変更はないようですが、各事業の課題や取り組み状況について、事業担当課から順次ご説明いただきたいと思います。

まずは少子対策課、西村課長さんから、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、こちらについてのご説明をお願いします。

(少子対策課)

それでは資料の3-1、それから3-2で説明をさせていただきます。まず3-2をお開き下さい。1ページ目をご覧くださいませ。こちらの左から、まず利用者支援事業のご説明でございます。

この括弧の一番上でございますが、一番上の囲み「目指す姿」というところがございませけれども、この下から2行目でございます。利用者支援事業につきましては、今まで0でしたが、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促すというのが目指す

姿でした。

一番下、三つ目の箱、具体的な取り組みのところをご覧いただきたいんですけども、利用者支援事業の実施に必要な専任職員として子育て支援員を7名養成したところで、来年度も同程度の人材の養成をしていこうと考えています。

それから三つ目の丸のところをご覧いただきたいんですけども、研修では、例えば埼玉県や大分県の実践事例を紹介したり、利用者支援事業の拡大に向けた取り組みをしておるところでございます。

資料の3-1を、ご覧いただきたいんですけども、左の上のほうに利用者支援事業の状況というのを書いております。26年度は0でございますが、27年度、今年度は高知市で、施設の情報を提供する特定型の利用者支援の部分と、母子保健型をセットで、1カ所始まっている状況でございます。

1ページの右側、地域子育て支援拠点事業がございます。こちらは囲みの一番上の、目指す姿のところ、目標としまして25市町村、50カ所の開設を目指そうと計画には明記しております。

具体的な取り組み、三つ目でございますけれども、こちらでは、施設の普及拡大に向けまして、例えば国の補助対象とならないような、小規模な子育て支援拠点に対して、県単で補助をしたりとか、市町村の施設職員に対する研修を充実しまして、拡大に向けた支援を行ってきたところがございます。

一番下の丸のところですが、今年度子育て支援拠点事業に関する、子育て支援員の研修としましては、19市町村101名の養成を行ったところです。

資料の3-1にお戻りいただきまして、1ページの面でございます。右の下に、地域子育て支援拠点事業の状況というのがございます。囲みの中ですが、平成26年度、21市町村で43カ所でしたが、今年度は三原村で1カ所新設になっており、22市町村、44カ所という状況です。来年度は高知市と大月町で、2カ所新設をされる予定となっております。

私からは以上でございますが、資料3にお戻りいただきまして、2ページ目をお開きください。左側に妊婦健康診査がございますが、こちらは大きな変更等はないと伺っておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

(児童家庭課)

児童家庭課長の森でございます。よろしくお願いたします。2ページの資料3-2の2ページ目の④、乳児家庭全戸訪問事業、そして次の3ページ目の⑤の養育支援訪問事業。それから次の4ページの⑥の子育て短期支援事業、ショートステイ事業につきましては、資料でご確認をいただきまして、私のほうからは、3ページになります、⑤子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に関連しまして、説明をさせていただきたいと思っております。資料5をご覧いただきたいのですが、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動を一層強

化するよう、来年度から県としまして、大きく方向性を打ち出して取り組んでいくこととし、予算措置を行い、新たに取り組みを行ってまいりますので、ご紹介をさせていただきます。

市町村の保健と福祉の連携を強化しまして、地域の見守り体制を構築し、子どもたちの命の安全と安心を守ろうという取り組みになります。中段左側の、地域子ども・子育て支援事業費補助金としまして、2,378万9千円とありますけども、これは保健の部分の取り組みになりまして。妊娠期から子育て期までの保健分野での育児相談を充実させるために、母子保健コーディネーターの配置をする子育て世代包括支援センターの設置支援にかかるものでございます。右側にありますのは、新しく要保護児童対策地域協議会の強化に関わる部分です。児童虐待の防止に取り組みます専門職員を、市町村で雇用して取り組むための交付金制度を創設致します。その方に、児童虐待防止対策コーディネーターとしまして、虐待を担当する課で、要保護児童対策地域協議会に民生児童委員さんにも参加してもらって、民生児童委員さんを活用した地域の見守り体制づくりを進めていただきます。そして保健、福祉、教育といった、その役所内での庁内連携の体制づくりを行っていただきます。この条件をクリアしました市町村に対しまして、200万円を交付するといったものになります。国の制度との併用で、市町村負担なしに400万円まで使うことができる仕組みになっております。

下段の、子どもの見守り連携体制のイメージ図をご覧ください。左側に市町村の子育て世代包括支援センターの絵があります。ここが保健分野のところ。先ほど申しました妊娠期の、例えば母子保健手帳を交付し、その後の1歳6カ月検診、3歳児検診といった、各ポイントでリスク把握したものを、アフターフォローし確実に状況把握をしていながら、リスクの度合いに応じて、右側引き継ぎをしていきます。特にその市町村の虐待対応担当課では、要保護児童対策地域協議会の中の、個別ケース検討会議というものがございますが、そちらに民生児童委員さんに確実に参加をしていただいて、情報共有と具体的な役割分担を行いまして、地域における見守りを行っていく体制をつくっていくという取り組みになってまいります。

同時にこの体制づくりを支援するという事で、児童相談所の市町村支援を強化してまいります。児童相談所に市町村支援担当チーフというものを新たに配置し、市町村支援専門官と連携をしまして、市町村をサポートしていく体制を整えて進めていくようにしております。

(県民生活・男女共同参画課)

来年度からファミリー・サポート・センター事業を担当するようになりました、県民生活・男女共同参画課の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは私のほうからファミリー・サポート・センター事業につきまして、説明をさせていただきます。資料の4をご覧ください。1枚物の資料ですが、県のほうでは昨年度か

ら少子化対策とともに、女性の活躍の場の拡大について、五つの基本政策を横断的につなぐ重要な政策と位置付けて、新たな取り組みを進めてまいりました。

具体的には、こうち男女共同参画センター、ソーレの2階に高知家の女性しごと応援室を開設し、就労を希望する女性をきめ細かく支援するとともに、企業の経営者や管理職などを対象に、女性の活躍に関するセミナーを開催するなど意識啓発の取り組みも行ってまいりました。

他方で、女性が子育てをしながら安心して働き続けられるためには、延長保育や病児保育など、さまざまな保育サービスの充実を進めるとともに、例えば仕事の都合などによって保育所に子どもを送迎できないといった状況に、柔軟に対応できる子育て支援が必要です。

このため県では来年度から、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みである、高知県独自のファミリー・サポート・センターの設置に向け、会員の募集から研修の実施、新たなセンターの開設までを一貫して支援していきたいと考えております。

資料の左側の、現状の欄をご覧ください。まず、ファミリー・サポート・センター事業ですが、ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人がそれぞれ会員登録しまして、会員間で子育ての助け合いをする仕組みです。センターではアドバイザーが、登録された依頼会員と提供会員とを相互に紹介しまして、ペアの成立をお手伝いするとともに、会員同士で行われる助け合いの調整を行います。

助け合いの例としては、そこに挙げておりますが、保育所等への送迎や、保育所等の開所前、終了後の預かりであったり、放課後児童クラブ終了後の預かり、また習い事教室等への送迎などとなっております。保育所など、既存の子育て支援サービスを補完するような支援が可能となります。

利用料は、1時間当たりの目安ですけど、600円から700円程度。会員間で支払われることになっております。また、子どもさんの事故に備えまして、センターでは補償保険に加入することとなっております。

事業の実施主体は市町村で、必要な経費について、国、県がそれぞれ3分の1ずつ補助をしております。なお、国の補助を受けるためには、依頼会員と提供会員の合計が50人以上であることが要件となっております。そこで本県の実施状況ですが、高知市が平成16年7月から、佐川町が本年2月からと、1市1町にとどまっております。資料右側の課題欄にあるように、県内全域への普及が進んでいない状況があります。その要因としましては、まず50人以上の会員登録が必要という、国の補助要件のハードルが高いことから、市町村においてなかなか実施に踏み切れてない状況があります。

二つ目は、ファミリー・サポート・センターという制度自体が、十分に知られていないということが挙げられます。このため保護者の方のニーズが顕在化していないことや、有償ボランティアの登録が少ない状況にあります。なお、高知市においても依頼会員が800人に対して、提供会員は約半数の450人程度となっております。

こうした課題を踏まえまして、県では来年度からファミリー・サポート・センターの県内への普及を目指しまして、対策の欄に記載しておりますとおり、取り組みを進めていきたいと考えております。対策の一つ目の柱は、高知版のファミリー・サポート・センター設置への支援です。国の補助要件を満たさない、会員数50人未満の小規模のセンターからスタートする場合でも、県のほうで国の補助分を肩代わりして補助することにより、県内の未設置の市町村へのセンター設置を進めようとするものです。

また、その下の支援内容の③に、提供会員の活動支援とありますが。提供会員に加入していただきまして、援助活動を1回でも行った場合に、年額5,000円の活動費を県が全額負担で支給しようとするものです。本来、活動における経費は、利用料に加算されることになっておりますが、例えばお子さんの送迎のための燃料代であったり、おやつ代など、持ち出しの部分もあるというふうにお聞きしておりますので、そういった経費の一部に充ててもらうことを想定しております。

次に二つ目の柱は、会員増に向けたセンターのPRと研修の実施です。県では新たにファミリー・サポート・センターの仕組みや、会員の募集などを広報とするリーフレットを作成しまして、制度のPRに取り組むとともに、提供会員になるために必要な研修を開催し、保育士のOBの方や高齢者グループなどに受講も働きかけていきたいと考えております。

このほか、既存の国の補助事業を活用しました、センターの運営に関する補助や、会員間の仲介を行います、アドバイザーを対象にした研修の開催にも取り組みたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、資料の下に記載しておりますけれど、まずは高知市周辺および県の東西の市部を中心に、県内全域でのセンターの開設を進めていきたいと考えております。説明は以上です。

(幼保支援課)

続いて私のほうから、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業について、説明をさせていただきたいと思っております。先ほどの資料3-1、地図の入っている資料と、資料3-2の文書になっているところ。資料3-1は2ページ、3-2は5ページを、併せてご覧になっていただければと思います。

まず、一時預かり事業でございます。保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を預かる事業が一時預かり事業です。この事業においても、子育て世代のニーズが非常に高いものとなっております。

地図のほうを見ていただいたら分かりますが、事業類型としましては、一般型、幼稚園型、余裕活用型、それに、これにはないですが、居宅訪問型の4類型がございます。ただ、居宅訪問型については、本県では実施をしておりません。

右下の枠にあります、実施状況をご覧いただいたらお分かりになりますように、事業を

実施していない市町村もまだまだございます。施設を利用していない保護者にとりましては、一様に必要な保育サービスというふうに考えておりますので。未実施の市町村には、実施に向けての働きかけを、今までどおりに行ってまいります。

また、この子ども・子育て会議の部会でも協議をいただきましたが、もっと身近に、そして短時間の一時預かりにも柔軟に対応できるよう、地域の方々や高齢者、子育て世代の方々のお力も借りて、そのための地域での交流も図ることができるような場所を提供するような、多機能型の保育についても、設置に向けての支援を来年度予算で計上の予定をしております。このような事業も合わせまして、一時預かりについてももっと簡単に、そして短時間でも預かることができるような場所を広げていきたいと考えております。

続いて、延長保育事業について説明をいたします。資料3-1には延長保育はございませんので、3-2の⑨延長保育事業をご覧になっていただければと思います。延長保育事業は保育所や認定こども園等で、支給認定以上の時間、子どもさんをお預かりする事業です。目標としましては、目指す姿にありますように、21市町村149カ所で実施を目指しております。現在は13市町村143カ所で実施をしております。

新制度になりまして、保育時間は8時間、11時間の二通りに分かれており、現場では相変わらず対応に苦慮している状況ではありますが、この事業も非常にニーズの高い事業となっておりますので、保護者のニーズに対応していただくよう進めていきたいと考えております。

あわせて、急に延長が必要になった場合、あるいは保育所等の開所時間を超えての利用が急に必要になった場合、なかなか施設だけでは対応ができない場合も出てきます。こういった場合は、先ほど山本課長の説明にもありましたようなファミリー・サポート・センターなど、ほかの保育サービスなどの周知も図って、さまざまな保育ニーズに対応できるような取り組みを併せて進めていきたいと考えております。

次に、資料3-1の3ページ、3-2の6ページにあります、病児保育事業でございます。病児保育事業は実施主体が市町村、または市町村が病院等に委託をして事業を行う、そういった事業となっております。

事業の内容は、保育を必要とする乳児、幼児、または保護者の労働等により、家庭において保育を受けることが困難になりました小学校に就学している児童が、疾病により通常の集団保育や小学校での就学ができなくなった場合に、保育所や病院等において保育を行う事業です。

資料3-1の地図にありますように、事業類型としましては病児対応型、病後児対応型、そして体調不良児対応型、訪問型の4類型がございます。現在、訪問型を実施している高知県内の自治体はございません。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の自治体または箇所数は、地図のとおりでございます。これ以外に、平成28年度は新たに芸西村や佐川町でも、病児対応型の実施を予定しております。

ただ、地図をご覧いただいても分かりますように、実施している地域が偏っております。

室戸市周辺とした東部地域や、四万十市、四万十町、土佐清水市、こういった西部地域では実施がありません。

下の27年度の、量の見込みと確保方策の欄を見ていただいたら分かりますように、見込みとしましては、そういった地域においてもニーズはあり、県内満遍なくニーズがあるとなっております。また実施している地域におきまして、時期によっては、例えば感染症が非常に流行している時期には、予約でいっぱい利用できないといったお声も聞いております。

実施の要件となる、緊急時の連絡先の医師の確保、そして利用者が感染症流行時等に集中し、そのほかの時期には利用がないときもありますので、経営が非常に難しいといった課題があります。各自治体において、地域のニーズに合った事業の実施に取り組むよう、引き続き働きかけを行ってまいります。こういった事業においては以前と比べると、国の制度も使いやすい補助事業もできてきましたので、各地域のほうで医師会等の協力を得ながら、何とか実施につなげていけるよう、今後の働きかけを行ってまいりたいと考えています。

(生涯学習課課)

生涯学習課、課長補佐の泉と申します。よろしく願いいたします。私のほうからは、11番、放課後児童健全育成事業について、ご説明をさせていただきます。資料3-1の最後のページ、4ページ目をまずご覧ください。

この放課後児童健全育成事業ですけれども、いわゆる放課後児童クラブでございます。高知県では県下全ての小学校に、放課後の安全安心な居場所が確保されるということを目指しまして、この放課後児童クラブと全ての児童を対象とする放課後子ども教室とを合わせまして、放課後子ども総合プランという形で推進をしております。

本年度は地図で見ますと、家マークですけれども、児童クラブが151カ所、それから小学校の子ども教室が、丸のマークですが143カ所ということで、全196校のうち182校、93%の学校に放課後の居場所が確保されております。

なお、児童クラブ、子ども教室のいずれも設置がされていない13校につきましては、全校児童数が2名から40数名という、かなり小規模な学校でございます。対象となる児童数が非常に少ないといったことから、施設整備ですとか支援員の確保の面から設置が難しいという状況です。

また市町村別で見ますと、実は地図の右端の東洋町のみが空白となっており、ここには放課後の居場所が設置されていない状況ですが、東洋町の子ども・子育て支援計画によりまして、本年度から5カ年のうちに、何らかの形で居場所を確保するという方針も示されておりますので、今後とも取り組みを支援していきたいと考えております。

それでは次に資料3-2の最後、6ページ目のほうをご覧ください。右欄に、放課後児童健全育成事業の概要を書いておりますけれども、中段に、現在の利用状況及び課題を書

かせていただいております。実施箇所数については、先ほどご説明したとおりですが、下から5行目の辺りに少し書いておりますが、現状は各市町村ですとか実施場所ごとに開設日数、それから開設時間、活動内容といったところが、非常に取り組みが異なるという状況になっておりますので、より充実した取り組みにそろっていく形を目指しまして、格差を解消していくということが一つの課題となっております。

それから最後の行から2行目に書かせていただいておりますけれども、この放課後児童クラブは学校外の活動という位置付けになりますので、安全性の確保ですとか、活動内容の充実、あるいは発達障害のお子さんへの支援なども考えますと、やはり学校教育や福祉関係機関との連携強化といったことも、今後の課題というふうに捉えております。

また、資料のほうには載せてありませんけれども、本年度から放課後児童クラブは利用対象児童が小学校3年生から6年生までに拡大をしまして、これに伴って特に小4のお子さんの入会希望が非常に増加をいたしまして、実は5月の時点で、主に高知市を中心に100名余りの待機児童が発生をしております。そういった面で、今後一層の量的拡充も必要だというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、最後に具体的な取り組みでございますけれども、今年度に引き続き量的な拡充、それから活動の質の向上、また従事される支援員の方の人材確保といったところにも取り組んでまいります。平成28年度の拡充、新規ということで、二つ事業を挙げております。一つには、さらなる活動内容の充実に向けまして、放課後の学習支援や体験活動などに対して、人材紹介や出前講座を行っていただいております学び場人材バンクのコーディネーターを1名増員いたしまして、登録人材のさらなる拡大や充実などを図りたいと考えております。

同じく28年度の、下から二つ目の四角ですけれども、新たな取り組みといたしまして、現在、放課後児童クラブの9割以上は午後6時までの開設ということになっておりますが、働く保護者の方々の多様なニーズに合った運営を支援していきたいということで、来年度予算においては、今後、午後6時を超えて開設時間を延長する児童クラブに対して、県独自の助成を行う方向で検討をしております。生涯学習課からは以上です。

(吉村会長)

どうもありがとうございました。盛りだくさんの内容だったと思います。それぞれご専門のお立場というのがあるかと思えます。それぞれのお立場で結構ですので、ご意見、あるいはご質問、ございましたらお願いします。

(委員)

最初のほうの児童虐待の資料5ですけども、目的、それから目指すところ、そして対応と、素晴らしいと思います。

虐待防止対策、防止がありますけれども、防止は二つあると思うんですけども、虐待さ

れたとき、それから虐待されそうな感じのときの対処というところがまず1点、それと児童虐待の問題点を解決する問題解決と、対処と解決の2点あると思うんですけども、ここに書いていますのは対処型なのかと、健診もそうですし、200万円の支援、地域、それから地域に交付するというところも対処なのかと思います。解決型の取り組みを何かされてるのか。虐待の原因とは何かをご質問したいと思います。

病気で例えますと、病気になってから病院に行く場合、病気にならないような体づくり、これも解決策ですよ。取組んでいくのが重要だと思いますけど、何かございましたら、お願いしたいと思います。

(児童家庭課)

はい。ここは児童虐待防止対策の推進ということで、児童虐待のことを中心に書いておりますけれども、広く言えば、厳しい環境に置かれた子どもたちの支援という、大きい支援策があると思います。そこについては今年度から計画を策定して、保護者の就労のことであるとか、家庭環境のこととか、広く対策をとるようにしております。

その中でもこの児童虐待防止対策の推進の中で、特に0歳から6歳ぐらいまでの虐待を、非常に重要視しております。そういう意味では、保健の関わりが、重要であり、妊娠された時期から、その家庭に対する課題とか問題点というところがもしあるのであれば、その早い時期から関わっていこうという仕組みを考えております。そういう意味で、保健の部分でそれぞれの家庭に寄り添った対応をしていただくというところが考えでございます。

この右側に三つありまして、その一番上に継続ケースと書いておりますが、このところがまさしく、その重大に至る前のところの寄り添った支援、そこが本当の意味の予防というところになるかと思えます。

実際課題として出てきて、問題が顕在化してきた状況でいきますと、そのリスクケース、あるいはハイリスクケースとして、市町村の虐待対応課、あるいは児童相談所が関わってくる部分になるかと思えます。ここの部分については、市町村であれば、先ほど申しました児童虐待防止対策コーディネーターを配置することによって、広く地域の力を借りながら、さらに虐待が重度化しないように対応していくと、いうところで仕組みを考えております。

(委員)

具体的な原因とかというのは、この場で何かおっしゃることはできるんでしょうか。ニュースで、虐待で小さい子どもが死んだとかいう話がありますが、親としては、見るだけで悲しい事件が最近多いですね。何か原因とか、継続ケースの中に出てきた事例であれば教えて欲しいのですが。

(児童家庭課)

虐待ケースというのは、やっぱり単純ではなくて、いろんな要因が複雑に絡まっているというのが通説です。特に一つは親の経済的な問題が大きいというところがあります。それに合わせて、その親自身のいろんな病気関係といますか、精神的な部分も含めての、親自身が抱える問題、それから、育てにくい子どもというところの要因なども、指摘されております。そういった要因が複雑に複合的に絡まって、虐待が起きてきているということになります。

(委員)

関連ですが、その中で、子どもの見守り体制推進交付金とありますが、交付要件として1、2、3とありますが、この三つを満たすということが条件になるんですか。

(児童家庭課)

あまり広く要件を上げると、市町村が使いにくくなるだろうということで、この三つを要件として考えております。一つ目①が、人材の配置です。2番目が先ほど申しました庁内連携の体制を取っていただくということ。それから3番目が、民生児童委員も入っていた、地域の見守り体制をつくってください。この3点になります。

(委員)

ちなみにこの交付要件、3要件全部満たしていないといけないということなんですか。

(児童家庭課)

この3要件を満たしていただきたいと考えております。

(委員)

ちなみに児童虐待防止対策コーディネーターの方の資格とかは、どういったものが考えられるのでしょうか。それと、どこの部署、市町村でいうと、どの課とかに配置されるような形になるのでしょうか。

(児童家庭課)

まず、配置の部署としては、各市町村で児童虐待の相談対応をしている課ということになりますので、これがその、児童虐待対応担当課という表現をしております。ここは市町村によって、福祉の分野が受け持っていたり、保健の分野が持っていたり、教育の分野が持っていたりします。そこはちょっとまちまちのところはありますが、いずれにしても虐待相談を受ける、受付先となっている部署ということになります。

この虐待防止対策コーディネーターの配置の要件ですが、社会福祉士とか、そういった資格のある方、あるいはまた学校でスクールソーシャルワーカーの経験なんかがある方な

んかを想定はしておりますけれども、実際こういった業務ができる方ということで、市町村で判断していただけるような方を考えており、そこはあまり縛りはしないように考えております。

(委員)

今まで児童虐待の対応というところ、もぐらたたきのように氷山の上に出てきたケースに対応するというイメージだったので、やっとリスクマネジメントでいうと、氷山の下に手が行くのかというところで、すごく画期的な対策になってるなというイメージがあります。ですので、特にこの保健分野での子育て世代包括支援センターというところで、母子保健コーディネーターさんが活躍されるというのが、すごくいいなと思うんですけど、その虐待防止対策コーディネーターさんが、要保護児童対策地域協議会の事務局をやっているような部署に配置されるとなると、虐待防止コーディネーターといいながら、実際はこの個別ケースへの対応に追われることも考えられるのではないかなというところも、ちょっと危惧するので、その辺で、また結局もぐらたたきの役になってしまうのではなくて、分担をしながら氷山の下に手が行き届くような体制に、各市町村さんになっていただけたら、すごくありがたいなと思っています。

(児童家庭課)

まず、こちらの左側の子育て世代包括支援センターで、それぞれの健診でリスクを発見するためのチェックシートのようなものを構えて、県下一律にそういうことをやろうとしております。そこで発見された、リスクのある家庭について、この母子保健コーディネーターと児童虐待防止対策コーディネーターが、そのケースが漏れることなく、うまくつながっていくような形の体制をとっていただきたいということがあります。

さらにこの仕組全体がうまくいくように、県の健康対策課と児童家庭課の連携は、今年からもう既に取っているんですけども、さらに市町村の虐待部門で、しっかりと対応していただけるように、児童相談所のほうも市町村支援の仕組みづくりの体制を整えていこうということで、人の配置も考えておりますので、そういった中で、しっかりやっていきたいと考えております。

(委員)

この委員の中で児童養護施設の方、おられましたね。今、児童養護施設は、そういう子どもが入ってると思うんですよ。施設として、こういう施策を見た時に、どのようにお考えがありますか。

(委員)

四万十市に設置しております若草園ですが、うちは児童家庭支援センターを持っており

ます。児童家庭支援センターは、県下に3カ所あります。高知市内は、みそののベビーホーム。それから佐川の学園は、さくら園です。さくら園のほうに、3カ所が児童家庭支援センターを持って、要対協のメンバーとなっております。

幡多地域には7市町村ありますので、7市町村の要対協の構成メンバーに入れていただいて、幡多地域の子どもたちの見守りと、それから支援、さっき齋藤さんがおっしゃったように、子どもたちの見守りだけではいけませんので、親御さんの支援等を行っております。

県が市にこういうことを下ろすわけですけど、市町村によって、本当にばらつきがあります。要対協の会とか、ケース会とか、代表者会、実務者会に出させてもらうんですが、要対協の窓口を住民課が担当していたり、専門の方ではないところがやっている、幡多の市町村は小さいところもありますので、そういう中で、果たして本当に今言われた、対策のコーディネーターとかが出て、できるのかなという不安はあります。

市町村の行政の中でも、保健と福祉が一带になってないところもありますし、県が打ち出した施策は、本当に素晴らしいことと思いますが、その伝え方をとても丁寧に市町村に下ろしていただきたいと思います。子どもの命を守るというところを、市町村の方に重々感じて、動いてもらいたいなと思います。

(吉村会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

ちょっと話題が変わってしまいましたが、私が耳にする中では、ファミリー・サポートは実態として、特にサービス業の労働者の方で登録している方が身近に何人かいますけれども、実際ファミサポに登録はしているものの全く知らない他人に依頼するわけで、どこまでその他人を信用していけるだろうかと、登録はしているものの、実際は使ってないとか、それよりも親友とか知人だとか、近所の方とかを通じて、ファミサポに登録してない方に依頼をしたという実態を、私何人かに聞いたことがあるんですね。ファミサポのサービス自体は素晴らしいことだと思うんですけども、依頼する側としては、全く知らない方に依頼するわけなので、利用しやすいようなPRをうまくできればいいかなと思います。

(県民生活・男女共同参画課)

この事業を検討するに当たり、いろいろお話とかもお聞きしたんですが、やはり知らない方に預けるといふ不安があるというのと、それから預かるほうも、子どもにけがをさせた場合が心配だとか、そういうお声もお聞きしています。今後、提供会員も増やしていかないといけないんですが、各地域とか、町内会とか、そういったところで普段から付き合いのある方々に、会員登録をしていただくとかいう、全く知らない方とペアを組むんじゃ

なくて、そういった町内会で顔見知りの方であったりとか、そういうことも検討して行って、提供会員のほう増やしていきたいなとは思っております。

それとPRですが、現在、高知市とそれから佐川町がこの2月から。ほとんどの市町村にこのセンターがありませんでしたので、なかなか市町村としても、そのセンターのPRができてない状況です。補助要件を緩和して、小規模なものから設置できるような形の補助をしていきたいと思えます。今後、まず県でファミリー・サポート・センターご存じですかというようなPRをさせていただいて、あとはその設置を、関連している市町村には、その提供会員募集も含めたPRもお願いしたいと思っております。

(委員)

ファミリー・サポート・センターの実施主体は市町村ということですが、50人以上というのは、一つの規定ですよね。それを今度高知県のほうが、50人未満でも設置をしていこうと考えておられるということですよ。それでできるだけ東部と西部のほうに、市町村にお願いをして、そういうものを考えているという形で、ご説明をいただいたというふうに理解をしているところで。間違いございませんね。

(県民生活・男女共同参画課)

はい。東部も西部もですけど、まず、高知市近郊の市も含めて、東部、西部の市部等に働きかけをしていきたいなと思っております。

(吉村会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

(委員)

すごく制度が充実をしてきているなというのを強く感じます。と同時に、それでいいのかという思いがしてくるんです。というのが、子どもたちを支援していく時、特に、働いているからうんぬんということで、就労支援的なことで手立てがすごく打たれてきているように思うんです。というのが、じゃあ子育てをしている、本当に3号子どもに当たらない、保育を必要としない、家庭で子育てをしている方たちが、どれだけ不安な状況にいるのか。また働いていると、それぞれの手立てはたくさん出てくるけれども、直接的に社会と関わって、働いていることだけが社会貢献なのか。

この新制度が一番見ている分が、第一義的な責任は保護者にあるんだと、社会全体が育てる。何かこの場で、すごく包括的におぎやあとまず言えば、妊娠した段階からケアが始まってきますよと、素晴らしいことだと思います。それが一元的にやろうとされている、そういうところは非常にいいんだけど。それを見るたびに、子どもを11時間預かる。また夜間も、いわゆる例えば今出てきたファミリー・サポート・センターを利用して、延

長保育の後ファミリー・サポートを利用して、さらに預かるというふうな形にしていったとき、それでいながら虐待防止や、親子の関係というのが、それで果たしてできるのかと思います。

制度は制度として、切れ目のない形で構築していくことが、すごく大事なところだろうと思いますが。やっぱり1点、この会議でぜひとも出していきたいのは、子育てに専念している人たちは、社会貢献じゃないのか。社会と隔絶されることによって、ますます不安になってくる。そこが基盤になっていかないと、子育てというこの次世代の社会へつないでいく活動というのが、どんどんとスキルも含めてなくなってきやしないか。

だから、これを両立させるのは本当に難しいと思いますけれども、ここにもう一つ、こういう制度があります。実は15、16年前に幼稚園の園長をしているとき、ファミリー・サポートから突然電話がかかってきました。突然かかってきて、誰々さん居ますかと、園児の名前を言った。このシステムを紹介されても、それまで聞いたこともない形のもの、突然飛び込んできて驚いたことがあります。でもよく聞けば、いや本当に昔近所の方や、それから子守さんに預けたのをシステムチックにしてやっているだけだなという思いにもとられました。

ただ、単に社会で、直接的に仕事をしていることだけが社会貢献ではなく、家庭で子育てをしていることが、もしかしたら今社会で直接的に働いていることよりも、もっと重要な仕事ではないかというふうに、やっぱり考えたいと思っています。

おそらく、今0、1、2歳の家庭で育てている、育て方が分からない、それが虐待にもつながっていく、そこにもっともっと、単に子育て楽しみましょうという働きかけが届くかどうか、それで少子化に歯止めがかかったかといったら、そんなことはないと思いますが、でも、ここの1点は、どうしても忘れてはいけないところじゃないかなという強い思いがあります。

制度を構築すること、完成させることに力を注ぐことは当然必要ですけど、それと同等に、子育ては誰がするの、社会だけがするのということにならないように、全く諦めたり笑顔のない子どもたちをつくったって、どうしようもないことじゃないかなというふうな強い思いがいたしますので。無論、制度を前提にしてこの会議が成り立っていることは分かりますけど、制度が外に流れていくときに、ぜひともここの点を強くアピールしていただきたいという思いがあります。それをお願いしたいと思います。

(委員)

反論するわけではございませんのが、今の言うことは、もつともだというふうに思います。ただ、やっぱり保護者のお母さん方も働いているという、働きたいということを可能にしていくためにどうするかということも、一方では必要なことだろうと。そのためにサポートする形というのが、必要になっていくだろうと。

家庭のお母さんが社会貢献してないかという、そうじゃないと思います。昔から自分

で子育てしながら、社会貢献をしていっている。ただ、一つの大きな問題として、日本の労働の環境というのが、そういうものをつくりだしているということも事実でございます。これを直すというのは、なかなか難しいと思います。

そういう意味で、ある程度そういう家庭におられて、子どもを育てて行き詰まっていくということがあり得るわけです。そういう形の中に、例えば先ほど言いました一時預かりとか、そういうものを利用していただいてリフレッシュしていただくとか。もうちょっと突っ込んで言えば、制度のはざまにあるものに、社会福祉法人が何をしていくかということも、これは今後考えていかなければならないことだと思います。これが社会貢献だというふうに思います。

そこから今度は制度的なものへ進めていく、行政が進めていくというふうなこともあり得るだろうというふうに思いますので、どちらも否定するという事ではないですが、家庭で育てておられるお母さん方に対して、われわれに何ができるのかと、それは制度としてできるのか、制度じゃなくてもわれわれができる部分があるのではないかとすることは、やっぱり考えていくべきだろうなと思います。

高知県は女性に仕事をしていただかないといけないところだと思いますので。しっかり仕事をしていただける方は、仕事をしていただいて、もう一方の家庭で子どもをみている方に対しても決して子どもを育てていく上で、われわれは見過ごしているというわけではないんだということを、何らかの施策として打ち立てていくことは、必要だろうと思います。

(委員)

制度がすごく充実してきたら、子どもと母親、親とか、保護者とかが離される時間がすごく長くなって、もちろんお母さんたちが働いているので利用しやすい、いろんなサービスが利用しやすい方がいいとは思いますが、私たちは日々子どもと接しているので、子どもの迎えが遅かったりとかしたら、とても悲しい思いをしたりしているというのも、毎日のように感じているので、お母さんにとっては、とてもいいことなんだけど、子どもにとってはどうかということにいつも返ってしまう。その点制度やサービスでも考えてもらいたいなと思います。

この前、全国の国公立幼稚園とこども園の理事会がありまして、四国の園長先生たちと話したことですけれども、やはりそれは、皆さんが感じていることで。保育所とか幼稚園を利用するお母さんたちにとっては、とてもサービスがいいし、それから利益があって、無償化だったりとか、給食費がただになったりとかって、いろんな面でサービスがあるんだけど、お家で頑張って子育てをしようと思っているお母さんたちにとってのサービスって何だろうねって、子どもにとっては、お母さんと、小さい年齢のうちにはゆっくり関わってということも大事だと思って、子育てをしているお母さんもたくさん居るし。それから、そのお母さんたちに、もっとこう何か手厚いような、あなた頑張っているねみたいな感じで、何か褒美的なものがあったらいいのにと、みんなで話し合ったことです。

(委員)

私はどうしても、お母さんのほうを擁護したいというか。それは家庭におられるお母さんもそうですけれども、この制度は施設給付で、もともとはそれぞれの個人に行くものを、保育所とか幼稚園は、代理で受領するという形。もともとは個人給付なんです。個人給付で、それを使って、入りなさい、契約しなさいということもできるわけですね。だけど、そうするとどうなるか分からないので、そういう制度、保育所の場合2号、3号はそうですね。1号は違いますが。契約になっていきますね。だから、そういう制度があるということ的前提を考えていかないと、一概には言えないということだと思う。それと同時に、法律の度合いとかいうものが非常に、地方自治体で縛りをかけられるんで、こういうことをしたいといっても、なかなかできないところもあるんだろうと。そういう苦渋というのはあるんだろうなと思います。

(委員)

先ほどの論からすると、いわゆる4号子どもに当たる、名前が付いていない、0、1、2歳の家庭に居る、その子どもたちと保護者、そこに光が当たることがないんですよね。その働いている方が働くために、その人たちからの声をどれだけ集めて、社会に反映させていくかという辺りをしていただきたいなという提案です。

働くと同様に、母親として幼児期ですから、期間が限られている。何年間かというこの期間に母親を、母性を大いに発揮することが、社会にとってどれだけ有益であるか。その声を吸い上げる場がない。この制度の中で光が当たっていない。ならば、その人たちは社会から隔絶されていくのかという捉まえもできると思います。だから、この制度を生かすために、その当たってない人たちからの声というのをどう集めて、社会へ周知していくか。そのつもりで、働いている人たちだけじゃなくて、子育てをしている人たち、そのことが大事なんじゃないか。そこを大切にしてもらいたいということで話をしたんです。

働かなきゃいけない理由はあるけど、働いてる人がもし何らかの働かなければいけない理由が取れた時に、子育てに専念したいという声は、以前から高くあるはずですが、でも、今その声はどこにも上がってきていない。現状がこうだからそれに対応しようという、まさに対処療法であって、問題解決型ではない。その辺は働き方を含めて、社会全体で担っていくことでしょうけれど。だから、この制度をどんどん進めていくのに反対しているわけじゃないんです。この制度をより生かすために、ぜひそういう光の当たってないところからの声というのを忘れないで制度を構築していってもらいたい。

本当に境目にある分、下手にセット的にこういう条文をつくってしまうと、どうしても間で漏れてしまう、どちらにも行けないというふうな形の子どもも出てきてしまう。これ国籍がなければ公定価格の中に、新制度の中に入れませんか。要するに、里帰りをしている外国からの子ども、その子たちには光は全然当たらない。だけど、私的契約という形

で、どこの施設だって受け入れることができる。その辺が、果たして柔軟に行政が対応できているのかどうかということ、県に、各市町村にいろいろ制度ができた中で、大なり小なりあるように感じますので。そういうことのないようにしていただきたいというお願いと、働いている人だけではなくて、家庭で子育てをしているのは、非常に社会貢献が大きいんだというのを、声を大にして言いたかったところでございます。

(少子対策課)

地域子育て支援センターがあります。そこは、例えばお家でお子さんを育てておられるお母さん方、お父さん方のその相談の対応だとか取組む必要がありますが、県内は、小規模なセンターが多くて、まだ十分な対応ができてない。本当は、地域子育て支援センターが、もっと地域と連携して、お父さん、お母さん方の悩みに対応していかなくちゃいけないと思っています。他の都道府県では、家庭への訪問をやっているところもあります。ただ、高知県の場合には、そこまで十分にできてないというところもありますが、地域子育て支援センターの更なる充実も1点だと思いまし、私どもも、もう少し検討してみたいと思います。

(委員)

家庭にいるお子さんだけではなくて、家庭で障害のある子でも見られておられる、そういう方を救う制度というのもないんですよ、障害児を。「者」はありますけど、「児」はないですよ。例えば、障害があるかもわからないけれども、困ってるというところへの手当というのは、あまりないでしょう。だから、普通の家庭のお子さんと同じように、そういう家庭もあるということに対しての取り組みというのを考えていただきたい。それでわれわれができるようなことがあったら、こういうのができると言ったら請け合いますよ。私は、制度を言う以上は、どんな制度だってはざまが必ずあるんですよ。そこをどうやって埋めるかというのは、もう常に論議だと思うんです。そこをちょっとでも埋める方策というのは、やっぱりこれは知恵でやらないといけないと思いますので、そういうものがあれば、こういうふうな形でできるとか、出していただけたら、ありがたいと思います。

(幼保支援課)

全ておっしゃるとおりでございます。子ども・子育て支援新制度、先ほど申しましたように、子どもの最善の利益をというところで始まった制度です。ただこの制度27年の4月から、まだ1年もたっていない。今施設型給付にしる13事業にしる、戸田委員のおっしゃったような制度のはざまも見えてきています。この制度の中に確かに、一番最初に入ってきたときには、児童虐待もございませんでしたし。それと障害児のことについては、障害児は別の手当で検討するということでもあり、子ども・子育て新制度の中には、その項目として入ってきてないということもあります。

ただ、順番につくり上げていく新制度でもあります。ちょうどこの制度ができたときに、待機児童が多く発生したということもあり、そこがクローズアップされて、その待機児童の解消を何とかというところで、力を入れてきている部分も確かにあります。

でも13事業を見ていただいたら分かりますように、先ほど西村課長が説明した支援センター、拠点事業だとか、それと戸田委員がおっしゃった一時預かりもそうですが、私どものほうも、もっと身近な一時預かりというところも入っておりまして、施設を利用している子どもだけが対象ではないです。ファミリー・サポート・センター事業も、働いている方だけが対象ではありません。そういったところを見ますと、決して働いていることだけを中心に行っているわけではないです。ただ、そのところになかなか議論がいかないというところがありますので、今後そういったところも気を付けながら、ちょっと制度についても充実させていきたいと感じている次第です。貴重なご意見、本当にありがとうございます。

(委員)

多分、委員は子どもの最善の利益というのが、今のこういう社会の中では、後ろへ置いていかれるのではないかと、一つの危機感を持っておられると思うんですよ。それはどっちかというと、経済というものを優先させた中で、それにどうなっていくかということが、どうも中心になってる。だからそういう意味では、子どもの最善の利益のために出発したものの、その目標がなんとなく薄くなっているのではないかと、私を感じます。この会議は、やはり子どもの最善の利益に対してどうするかということを、この柱に据えるということ、確認をしていかないといけないところだなと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。制度をどのように有効に活用していくかという点から、それぞれ専門性が表れたご意見だったかと思います。またそうした点についても、反映をさせていただければと思います。ちょうど定刻8時になってますけども。澤本委員、保護者のお立場から何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

僕も会社を経営しているのでそういった部分もあるんですけど、批判の声に関しては、すごく手厚く細分化されて対応がなされるのが、すごく多いんですけども、いいところを伸ばすという施策が、見えない。もっといいところを伸ばそうという施策の方が、分かりやすく、保護者の立場からしたら、全てのことに対応するというものばかりで、どこがどうなのか、本当は見えない部分もあると思います。

(吉村会長)

井上委員も、いかがですかね。一時預かりの部会とかでも、いろいろご活躍されていますので。

(委員)

今日は、皆さまのいろんな意見が聞けて勉強になりました。私の周りとかでも、第2子が無料になったということを知って、お母さんが、3歳から幼稚園に通わずつもりだったけど、第2子が無料だから働くことにしたと言いながら、私は子どもとの貴重な時間をこんなに割いて、何で働くがやろうねとか言いながらも、働きに出るお母さんとかも結構居たりします。

あと、いろんな体制が整ってきているので、働きやすい環境になってきていて、ファミサポを利用して、土曜日にも働くことにしたというお母さんとかもいて、そのお母さんも、日曜日しか一緒にいる時間がなくなった、と言いながら働いてたりとかしているのです。制度が本当によくなる分、お母さんはイキイキできる場もあるけれども、子どもとの大切な時間を失ってるなというのは、私も、全員ではないんですけども感じている面もあったので、今日はいろんな人の意見を聞いて、すごく勉強になったなと思っています。

一つだけ質問なんですけど。この放課後児童健全育成事業の市町村が、来年度から県が2分の1を助成して、6時半以降の児童保育を補助するというので、周りの母子家庭のお母さんはやっぱり働かないといけないので、幼稚園や保育園って6時半、7時まで預かってくれるところが多い中で、学童になると6時までしか預かってくれないので、仕事のシフトでどうしても6時の迎えが難しいというお母さんが、結構周りにたくさん居て。すごくうれしい新設になってると思うんですけど、大体、高知市で見込みはどのくらいとかがあってあるんですか。

(生涯学習課)

実は、今、実際に6時を超えて開設しているところは、県内でも10数カ所しかないという状況でして、高知市ですと、確か数年前に5時半から6時まで延長になったというような状況ですので、高知市が手を挙げるというのは、今の段階では見込めない状況ではあります。国の制度にも、実はこういうメニューがあるんですけども、6時半を超えて開所をするとともに、6時間以上開けなさいという規定があつて。そうすると児童クラブは2時から8時ぐらいまで開けないと、加算がいただけないというようなところがあったので、こういうことに本当に取り組みたいという市町村が、もっと手を挙げやすくなるようにということで、県独自での支援という形にさせていただいております、2分の1は市町村が負担をすることもありまして、これがどのぐらい伸びていくかは、ちょっとまだ今見極めにくいところですが、ぜひこういった制度も、市町村で活用いただきたいなと思っています。

(委員)

かなり利用が出てくると思います。だから、もし学校でやらなかったら、どこかで考えてやるとか考えなきゃ、幼稚園でやってとか。

(委員)

塾がやったりとか、いろんな形がもう出てきてます。子どもにとってということが、どうしても営利が先になる、お金で動く。言われたようなことがもう現実に起きている。ただやから、こっちへ行こうと、こういう子育てをしたいから行くんじゃないで、というのがどうしても出てきてしまう。この制度の欠陥だろうと思います。

(委員)

分かります。だけど一つ、福祉というものから考えたら、困ってる状況ならそれに対応していくというのが福祉だから。

(委員)

それは否定してないですよ。そこは否定せずにやっています。

(委員)

それを忘れてしまったら、福祉団体ではなくなるというふうには思います。だから、そういういろんな痛みを感じながら、やっぱり共に共有しながら、どうやるかねということをやっていないといけないから。僕はかなり利用があると思います。

(委員)

ついでに言わせてもらえば、大体教育と福祉が一緒になった制度になっているから、その人員配置だって、配置基準と学級担任制というのが混在しているという、非常にこの制度の大きな問題点がある。要するに4歳、5歳は、30人に1人保育士が居ればいい。学校教育法では年齢によってクラスを編成するというふうな、クラス担任が入ってくる。ここの解決が十分ついてなくて、やっている部分というのは否めないところだろうなど。サービスと教育という辺り、両方必要なのは分かるけれど、一緒の鍋で煮て何ができるところはすごく強く感じます。これ以上言ってもあれですので。

(委員)

委員の言ったのは本当だと思います。教育と福祉というのは、例えば保育の中に養護とか教育があるとか、こちらは教育だとか、そこが本当に詰め切れてないから、こういう状況が出てきた。それがこの制度の一番いけないところ、矛盾だろうと思いますが、出来た以上はやらないといけないですから、仕方ないということですね。そこをどう整合性を持

って、組み直していくかということが必要だと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。多様な視点からのご意見が、今日は出たかと思えます。なかなか活路が見出だせないテーマもあるとは思いますが、ご意見をできるところは反映していただいて、また知恵を働かせながら、より良いものにまた洗練させていっていただければと思います。それではすみません、ちょっと定刻を過ぎてしまいました。本日の議事は終了したいと思います。事務局に進行をお返しします。

(少子対策課)

吉村会長お疲れさまでした。皆さんも長時間ありがとうございました。いろんなご意見を賜りましたので、また次に生かしてまいりたいと思います。本日の資料の一番下に、第8回高知県子ども・子育て支援について、この会議についてのご意見という様式も入れさせていただいております。本日少し言い足りないという部分などございましたら、この用紙もお使いいただいて、ファックスでも構いませんし、メールでも構いませんので、またお送りいただければありがたいと思っております。

それから本日の議事録につきましては、作成次第またお送りをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に教育長から、一言ごあいさつをさせていただきます。

(田村教育長)

それでは、時間も過ぎていきますので、簡単に閉会のご挨拶をさせていただきます。先ほどまで、大変熱い議論をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻をだいぶ過ぎましたけれども、本当に皆さんの熱いお気持ちが、心身に伝わってまいりました。吉村会長さん、議事の進行を大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

先ほどからの議論にも関係するということで、先日皆さんもご覧になったんじゃないかと思うんですが、NHKで、子どもを産んだ母親が、出産後にどうなるかみたいな番組をやっておりました。その中で、なるほどと思ったのは、700年前に人類が類人猿と分離したときに、人類は集団で子育てをしていくという方法を選択したと。そういったことが遺伝子的にプログラミングされてるという。そういうこともあって、その子どもを産んだお母さんは、産んだすぐ後に非常に孤独感に陥るということが、遺伝子的にもプログラムされているとかいうような内容でございました。

そういうことなんです、現在は先ほどからお話があるように、お母さん方、そもそも核家族ということで家庭が孤立し、お母さん方が孤立しというようなことが、現実の問題として起きているというところに、さまざまな虐待をはじめとした問題も起きているのかなと思っております。

そういったことを、この子ども・子育て支援新制度、制度全体としては、保護者の子育ての責任をベースにしながらも、社会全体でしっかりとサポートしていこうという仕組みだと思っております。この会が、その仕組みがしっかりと機能するように、ご意見をいただくような会だと思っています。

今日もさまざまなご意見を、県といたしましても十分に受け止めまして、今後の制度がより良いものになりますように、取り組んでまいりたいと思っていますので、今後とも委員の皆さまのご協力をよろしくお願ひしたいと思います。今日はどうも、ありがとうございました。